

オリックス株式会社の「オリックスグループ CO₂排出量」に対する 独立業務実施者の限定的保証報告書

2019年10月29日

オリックス株式会社

取締役 兼 代表執行役社長

グループCEO

井上 亮 殿

PwCサステナビリティ合同会社

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

代表執行役

丸山 瑛永

PwCサステナビリティ合同会社(以下、「当社」という。)は、オリックス株式会社(以下、「会社」という。)の2019年3月31日をもって終了する事業年度の「オリックスグループのCO₂排出量」(以下、「同レポート」という。)の該当箇所にチェックマーク(☒)を付した情報(以下、「選択された情報」という。)について、限定的保証業務を実施した。

当社は同レポートのその他の情報について手続を実施しておらず、当該その他の情報に対しては何らの結論も表明しない。

報告書に対する会社の責任

会社は、同レポートの注記¹のとおり、適用された集計に関わる会社の方針及び基準(以下、「報告規準」という。)に準拠して同レポートを作成する責任を負っている。この責任は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない同レポートを作成するために必要な内部統制のデザイン、適用及び維持を含んでいる。

なお、温室効果ガス排出量は、その算定に利用される科学的知識が不完全なため、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質管理

当社は、独立性及び、誠実性、客觀性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、並びに職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づくその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」(ISQC1)に準拠しており、したがって、倫理要件、職業的専門家としての基準及び、適用される法令並びに規則の要件の遵守、これらを文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

報告と測定手法の理解

非財務情報の測定及び評価の実務は、その重要な部分が確立途上であり、複数の測定方法が想定されることから、非財務情報の内容、その算定の方法及び精度によっては、企業間及び事業年度間の比較可能性に影響を及ぼすなど、測定結果に差が生じる可能性がある。したがって、選択された情報は、報告規準とともに読み理解される必要がある。選択された情報の報告に使用された報告規準は、2019年3月31日現在のものである。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、同レポートの選択された情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際保証業務基準3410号「温室効果ガス報告に対する保証業務」(ISAE3410)に準拠して、限定的保証業務を行った。

当該基準は、当社が、同レポートの選択された情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために、業務計画を策定し、業務を実施することを求めている。限定的保証業務は、内部統制の理解を含むリスク評価手続と、評価したリスクに対応して実施された手続の両方に関して、その範囲が合理的保証業務より相当程度に狭くなる。

当社が実施した手続は、当社の職業的専門家としての判断に基づいており、質問、実施したプロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性及び同レポートの選択された情報とその基礎となる記録との一致又は調整を含んでいる。具体的には以下のとおりである。

- ・ 関連する会社の経営者への質問
- ・ 同レポートの選択された情報の作成のための基礎としての、会社による報告規準の適切性の評価
- ・ 同レポートの選択された情報の全般的な表示の評価
- ・ 選択された情報の管理、記録及び報告に係る重要なプロセス及び内部統制のデザインの理解(これには、現場の実績データの報告に係る重要なプロセス及び内部統制を理解し、裏付けとなる情報を入手するために、会社に対する固有リスクと重要性に基づいて選定した2か所の運営施設(相馬エネルギーパーク合同会社、響灘エネルギーパーク合同会社)と本社事務所への現場調査が含まれる)
- ・ 選択された情報について、データの測定、記録、照合及び報告の適切性の確認のために、運営施設と本社事務所等における情報を抽出して行った限定的な手続

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、限定的保証業務で得た保証水準は、当社が合理的保証業務を実施したとすれば得たであろう保証よりも相当程度に低い。したがって、当社は、会社の同レポートの選択された情報が、全ての重要な点において、報告規準に準拠して作成されているかどうかについて、合理的保証意見を表明しない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、会社の2019年3月31日をもって終了する事業年度の同レポートの選択された情報が、報告規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項は全ての重要な点において認められなかった。

以上

¹ 会社のウェブサイトの維持及び保全に関する責任は会社が有する。当社が行った作業には、会社のウェブサイトの維持及び保全に関する検討は含んでいない。したがって、当社は会社のウェブサイトに表示される選択される情報に対するいかなる変更についても責任を負わない。